その２（Ｃ）（法第２条第１項第５号の営業）	
料　　金	
料金の表示方法	
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①する　②しない
	①の場合：18歳未満の者を午後10時から翌日の午前６時までの時間において客として立ち入らせることを防止する方法（法第22条第２項の規定に基づき都道府県の条例で、午前６時後午後10時前の時間における18歳未満の者の立入りの禁止又は制限を定めたときは、午後10時から翌日の午前６時までの時間において、及び当該禁止又は制限の内容に基づき、客として立ち入らせることを防止する方法）

備考
１　その１の「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
２　その１の「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
３　その２（Ａ）は法第２条第１項第１号から第３号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その２（Ｂ）は同項第４号の営業について許可を申請する場合に、その２（Ｃ）は同項第５号の営業について許可を申請する場合に使用すること。
４　その２（Ａ）又はその２（Ｃ）の「料金」欄には、第34条の表の上欄に掲げる営業の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に定める料金を記載すること。
５　その２（Ａ）又はその２（Ｃ）の「料金の表示方法」欄には、その２（Ａ）又はその２（Ｃ）の「料金」欄に記載した料金を表示する方法が第33条の各号のいずれに該当するかを記載すること。
６　その２（Ａ）の「客の接待をする場合はその内容」欄には、接待の種類（談笑及びお酌、踊り、歌唱、遊戯等の別）及びこれを行う方法（特定少数の客の近くにはべり談笑の相手となる、客と一緒に歌う等）を記載すること。
７　その２（Ａ）の「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興をさせる場合は、その利用方法。）を記載すること。
８　その２（Ｂ）の「遊技料金の表示方法」欄には、その２（Ｂ）の「遊技料金」欄又は「ぱちんこ屋及び令第８条に規定する営業の遊技料金」欄若しくは「その他の営業の遊技料金」欄に記載した遊技料金を表示する方法が第33条各号のいずれに該当するかを記載すること。
９　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
10　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

別記様式第四号中「第４号（第11条関係）」を「第３号（第10条関係）」に改め、同様式を別記様式第三号とする。
別記様式第五号中「第５号（第11条関係）」を「第４号（第10条関係）」に改め、同様式を別記様式第四号とする。
別記様式第六号を次のように改め、同様式を別記様式第五号とする。

別記様式第５号（第12条、第80条関係）

※受理年月日		※受理番号		※再交付年月日	

許　可　証　再　交　付　申　請　書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第５条第４項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定により許可証の再交付を申請します。

年　　月　　日

公安委員会殿

申請者の氏名又は名称及び住所

㊞

（ふりがな） 氏名又は名称	
住所	〒（　　） （　　）局　　番
（ふりがな） 法人にあつては、その代表者の氏名	
（ふりがな） 営業所の名称	
営業所の所在地	〒（　　） （　　）局　　番
風俗営業の種別	法第２条第１項第　　号の営業
許可年月日	年　　月　　日　　許可番号
再交付を申請する事由	

備考
１　※印欄には、記載しないこと。
２　申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
３　「風俗営業の種別」欄には、風俗営業に係る許可証の再交付を申請する場合のみ記載すること。
４　「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
５　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
６　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。